

カスハラ対策、就活セクハラ対策が義務化されます

12月は 職場のハラスメント撲滅月間です
働きやすい奈良 推進セミナー

日時 令和7年12月16日（火）14:00～16:00

会場 奈良労働局 地下1階会議室 定員40名

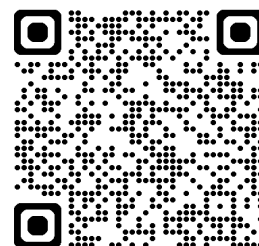
奈良県奈良市法蓮町387

内容 ◇カスタマーハラスメント対策等について

◇フリーランス法のポイント

◇くるみん・えるぼし認定手続き

◇同一労働同一賃金の取組



<申込方法> 二次元バーコードからお申込みください。
https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou29/20251216_hs

参加無料です

<申込期限> 12月10日（水）

※期限前でも、定員に達し次第締め切ります。

駐車場は少ないため、
公共交通機関をご利用ください。

<お問合せ先> 奈良労働局雇用環境・均等室

TEL：0742-32-0210

Email：29roudou_ks@mhlw.go.jp

裏面のアンケートにご協力をお願いいたします

セミナーに参加されない場合も、12月10日（水）までに
セミナー参加申込の二次元バーコードでご回答ください。

以下の設問にご回答ください。

【ご関心のある内容について選んでください】

(複数選択も可能です)

- ハラスメント対策
- フリーランス法
- くるみん・えるぼし認定
- 同一労働同一賃金
- その他 自由記入欄：

【就職活動中の学生等に対するセクハラ対策を講じていますか】

- 講じている 講じていない わからない

【カスタマーハラスメント対策を講じていますか】

- 講じている 講じていない わからない

【これまでフリーランス（個人）に対して業務を発注するなど、フリーランスとの間で取引を行ったことはありますか】

- これまでにあった・今も行っている ない
 わからない



職場におけるハラスメント対策シンポジウム（厚生労働省開催）
の詳細・お申し込みはこちら
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>